

令和3年5月10日

保護者様

県立舞子高等学校  
校長 久保 敬

### 緊急事態宣言延長における教育活動について

平素から本校教育に関しまして、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、県内感染者の高止まりが続き、憂慮しているところです。

緊急事態宣言延長に伴いまして5月12日以降の教育活動について下記のとおりとさせていただきます。

今後の教育活動につきましては、引き続き生徒の心のケアに努め、保健所の指導の下、さらに感染防止対策を徹底し、行ってまいります。

### 記

- 1 登校時のみならず下校時の注意喚起を行っていきます。
  - ・マスク着用とマスクを外しての会話を行わないことの徹底
  - ・学習塾などの習い事への注意喚起  
事業者実施の対策遵守、学校同様本人や家族に発熱等ある場合は参加しない、帰り道等での飲食は避け、速やかに帰宅など
- 2 部活動
  - ・平日(4日)は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施します。  
練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。  
活動時間は2時間以内とします。
  - ・土日は、原則休止とします。  
ただし、高体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係 連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。  
また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとします。活動時間は、土日のいずれか1日で3時間以内とします。
- 3 中止または延期となる行事
  - ・5月17日(2年生)、5月18日(3年生)の学年保護者会は中止とさせていただきます。資料等は後日配布させていただきます。
  - ・6月3日公開授業は延期します。詳細については後日お知らせいたします。

照会先 県立舞子高等学校 教頭 中西・阿部 電話 078-783-5151
--